

## ●中心市街地再生に係る九州・山口各県の広域的連携 [幹事県 福岡県]

### [目的]

大規模集客施設等の立地により、都市のあり方は県の区域を越えて広域的影響を受けることから、九州・山口各県の連携による中心市街地再生の方策を検討する。

### [取組内容]

- (1) 大規模集客施設の立地に関する県間調整の実施
- (2) 中心市街地活性化に向けた取組方針の作成

### [主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成17年10月 第126回九州地方知事会議
  - ・福岡県が大規模集客施設の広域的な適正立地の手法、街なかのにぎわい創出、街なか居住の推進等について各県担当課長で検討することを提案、決定
- 平成17年11月 「九州地方中心市街地再生協議会」設置
  - ・協議テーマの確認、樗木九州大学名誉教授による問題提起等
- 平成18年1月 まちづくり3法改正に伴う国のパブリックコメントに九州地方知事会が共同意見を提出
  - ・「地域が自らの判断で中心市街地再生を実現し、地域が自立して発展するため、次の5点に関する都市計画制度の見直し等、法令も含めた制度改善が必要」
    - ①集約型都市構造等の実現に向けた都市構造改革の方向を明確に
    - ②都市計画区域外について、農地も含めてゾーニングできるようにすることが必要
    - ③都道府県が協議同意システムを活用し、その役割を果たすことができるような仕組みが必要
    - ④市街化調整区域内の大規模計画開発を例外扱いする開発許可制度を見直すことが必要
    - ⑤病院等の公共公益施設についても、開発許可の対象とすることが必要
- 平成18年2月 他県の取組や大規模店舗の考え方等を学ぶ「街なか再生セミナー」開催
- 平成18年6月 第127回九州地方知事会議
  - ・取組状況を報告(①大規模集客施設の適正立地(準都市計画区域決定権者の変更(市町村→県)等)、②街なかのにぎわい創出(中心市街地活性化計画の大臣認定の制度化等)、③街なか居住の推進(福岡県・熊本県の施策の情報交換等)、④県間調整のあり方(段階的な調整方法等)について検討)
- 平成18年10月 第128回九州地方知事会議
  - ・取組状況を報告(県間調整の段階的な取組(I 立地情報の提供→II 立地県の方針・議論の状況等の提供→III 都市計画変更時の意見聴取→IV 協議の場等の設置→V 連携・整合のとれたマスタープランの作成)、中心市街地活性化法の基本計画認定に係る協議の開始)
- 平成19年5月 第129回九州地方知事会議
  - ・取組状況を報告(福岡・佐賀両県が都市計画変更に際して県境を越えた意見聴取を実施、市町村が策定する基本計画の認定に各県が連携して積極的に支援するとともに都市計画区域外での適正立地に向け県による準都市計画区域の指定に連携して取り組むことを確認)
- 平成19年10月 第130回九州地方知事会議
  - ・取組状況を報告(大規模集客施設の立地可能性のある都市計画区域外において、地域の実情に応じて準都市計画区域制度が活用される仕組みを平成20年3月までに検討)
- 平成20年3月31日 福岡県が県境の26市町において準都市計画区域を広域的に指定
- 平成20年5月22日 「中心市街地再生のための九州・山口各県の共同取組方針」作成、市町村へ通知
  - [内容]①中心市街地の魅力を高め賑わいを創出する(市町村による基本計画策定の積極的な支援等)
  - ②大規模集客施設の適正立地(広域調整を行い適正立地を実現等)
  - ③大規模集客施設の立地に関する県間調整(段階的な取組の実施等)
- 平成20年5月 第131回九州地方知事会議
  - ・取組状況を報告(佐賀・長崎両県でも県境を越えた意見聴取を開始するとともに福岡・佐賀・長崎の3県で県境を跨いだ準都市計画区域の指定に係る連絡・協議体制を整備、「共同取組方針」等)
- 平成20年10月 第132回九州地方知事会議(ペーパー報告)
  - ・取組状況を報告

○平成21年6月 第133回九州地方知事会議

- ・取組状況を報告(全国で初めて福岡・佐賀・長崎・熊本・大分の5県で大規模集客施設の立地を目的とした都市計画を決定する際の「協議の場」を設置(他の4県もオブザーバー参加)、佐賀県が県境の5市町において準都市計画区域を広域的に指定するのに際し、福岡・長崎両県から意見聴取)

○平成21年7月1日 佐賀県が県境の5市町で広域的に準都市計画区域を指定

○平成21年10月 第134回九州地方知事会議

- ・取組の成果を報告(大規模集客施設の立地に関する情報交換等を行う協議の場を設置する等、県間調整体制を構築、県境において準都市計画区域を指定する際の県間調整モデル(隣接県の意見聴取)を確立)

※以上の取組により所期の目的を達成

○平成22年5月 第135回九州地方知事会議(ペーパー報告)

- ・取組状況を報告(大分県が県境において準都市計画区域を指定する際、隣接県(福岡県)から意見聴取)

○平成22年10月 第136回九州地方知事会議(ペーパー報告)

- ・取組状況を報告

○平成23年9月 九州地方中心市街地再生協議会

- ・県間調整モデルの運用状況や効果の持続性の検証について協議、各県の取組について情報交換

○平成24年1月 あり方研幹事会から活性化に向けた意見を通知

- ・『都市計画法にとどまらず、中心市街地の再生に向けた総合的な取組について検討を』

○平成25年9月 九州地方中心市街地再生協議会

### [成果]

- (1) 大規模集客施設の立地に関して県間調整を行う仕組みが確立
- (2) 各県が中心市街地再生を共通の課題として認識し、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画認定の支援等が活発化

### [課題]

広域的連携における取組の成果を持続させ、引き続き、各県が連携して中心市街地の再生や活性化等に取り組むことが必要

### [今後の取組]

中心市街地再生のための共同取組方針に基づき、引き続き各県が連携して中心市街地の再生や活性化等を推進